

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《厚生年金基金関連》

平成23年5月6日

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等の施行について

今回の東日本大震災により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

さて、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が4月30日に衆議院で、5月2日に参議院で可決、成立し、5月2日に施行されています。また、これにあわせて以下の政省令が5月2日付で公布、施行されていますので、これらの法律・政省令のうち厚生年金基金に関連する事項の概要につきましてご案内いたします。

また、ご参考として、今般の震災に関して検討対象と考えられる措置の検討状況について、別紙のとおりご案内いたしますので、ご参照いただければ幸いです。

【5月2日付で施行された法律・政省令】

5月2日付で施行された法律・政省令（厚生年金基金関連）は以下のとおりです。

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」）
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（以下「政令」）
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（以下「政令」）

1 標準報酬月額の特例

- ・災害地域における事業所の厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動が生じた月から改定ができることとされました。（法第94条）
- ・厚生年金基金の取扱いに関しても、上記に準じた取扱いが認められました。（政令第11条）
- ・上記に関する厚生年金保険の取扱いおよび厚生年金基金の取扱いの概要が定められました。（省令第33条・第38条・第41条）

2 厚生年金保険料の免除および厚生年金基金の掛金等の免除の特例

- ・災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとされました。（法第95条）
- ・厚生年金基金の取扱いに関しては、上記により保険料の支払を免除された設立事業所の事業主から申し出があった場合に、免除保険料相当額の納付を免除できることとされました。（法第95条・政令第11条）
- ・上記に関する厚生年金保険の取扱いおよび厚生年金基金の取扱いの概要が定められました。（省令第34条・第39条・第40条・第41条）

3 老齢厚生年金の裁定請求の特例

- ・「特別支給の老齢厚生年金」の受給者であって被災区域に居住する者が、被災後に65歳に達する場合には、65歳に達した日に、老齢厚生年金の裁定請求を行ったものとして、引き続き年金を支給することとされました。(法第96条)

4 厚生年金保険の死亡に係る給付の支給事由の特例

- ・東日本大震災によって行方不明となった者について、生死が3ヶ月間わからない場合またはその者の死亡の時期がわからない場合に、東日本大震災の発生日(平成23年3月11日)にその者が死亡したものと推定され、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給が受けられることとされました。(法第97条)
- ・上記に関する厚生年金保険の取扱いおよび厚生年金基金の取扱いの概要が定められました。(省令第42条)

以上

【特例措置の検討対象と考えられる事項】

・ 4月7日付りそな年金FAX情報にてご案内した内容から更新した部分に下線を施しています。

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況	
拠出	1	納付期限延長	被災地域の事業所に対する掛金納付期限延長	厚年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/16 付厚生労働省年金局企業年金国民年金課長通知（以下「通知」）年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・ 3/29 付通知年企発 0329 第2号にて対象地域・延長期間（「災害がやんだ日」から2ヶ月）・周知方法等の詳細が示されました。 	実施決定 内容確定
	2	納付猶予	被災事業所の掛金納付猶予	厚年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・ 3/29 付通知年企発 0329 第2号にて対象事業所・猶予期間（1年以内）・取扱い方法（猶予申請書書式等）等の詳細が示されました。 	実施決定 内容確定
	3	免除保険料相当額の納付免除	被災地域（または被災事業所）の免除保険料相当額の納付免除	厚年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5/2 施行の法律「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（以下「法」）および関連政省令により概要が示されました。</u> 	実施決定
適用	4	標準報酬の改定の特例	被災地域の事業所の社員の給与等の額が著しく低下した場合、即時に標準報酬額を改定	厚年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5/2 施行の法および関連政省令により概要が示されました。</u> 	実施決定
給付	5	裁定請求等の弾力的な取扱い	裁定請求時の書式・添付書類等の取扱い弾力化	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/29 付通知年企発 0329 第2号にて取扱いの方針が示されました。 ・ <u>5/2 施行の法および関連政省令により、厚生年金基金について以下の施策が示されました。</u> <ul style="list-style-type: none"> ①被災地に居住する特別支給の老齢厚生年金の受給者が、被災後に65歳に達する場合の自動裁定 ②東日本大震災による行方不明者の死亡推定期間の3ヶ月間への短縮 ・ その他 DB・DC を含めた取扱いの詳細に関して信託協会より当局に確認を実施しています。 	実施決定 概要確認中
	6	振込休止金融機関への取扱い・郵便為替送付不能先の取扱い	休止金融機関送金対象者の意向確認・指定解除時または振込口座変更時の早期送金	厚年 DB DC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/30 現在、振込休止金融機関はありません。 ・ 振込先の変更等に関しては、弊社にて委託者さまのご要請に応えるべく弾力的な対応を準備しています。 	—
	7	現況届の取扱い	現況届の提出期限の延長	厚年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・ 3月末に発送する現況届にあわせ、被災地の受給者の皆さまに提出期限の延長に関するご案内文書をご送付しています。（※） 	実施決定 内容確定

※弊社を総幹事（Ⅱ型・ⅠB型）にご指名いただいているお客さまを対象としています。

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況	
行政宛申請・届出関係	8	業務報告書(年度分)・事業報告書・決算報告書等	提出期限延長	厚年DB	・3/29付通知年企発0329第1号にて対象となる義務および延長対象期間(3/11から6/29までに履行期限が到来するもの)・延長期限(6/30)が示されました。	実施決定 内容確定
	9	規約変更①申請期限	提出期限延長	厚年DB DC	・3/29付通知年企発0329第1号においては、規約変更の認可申請書類は期限延長対象書類に含まれませんでした。	実施未定
	10	規約変更②添付書類	添付書類の簡素化	厚年DB DC	・信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
	11	政府負担金申請等	申請手続の弾力化	厚年	・年度当初に発出される「政府負担金の交付申請の係数に関する通知」で言及される模様です。	実施未定
	12	規約型DBの規約変更手続緩和	理事長専決に類する特例措置	DB	・信託協会から当局に「DB規約型における加入者同意等の取得要件の緩和」の検討を要請したところ「必要な同意手続をなしに規約変更を一律に可能とする等の一律の対応はできない」との回答がありました。	不実施方針
代議員会運営	13	規約変更	理事長専決の容認	厚年DB	・3/29付通知年企発0329第2号にて「代議員会の開催が困難な場合」の理事長専決による対応が容認されました。	実施決定 内容確定
	14	予算・決算	同上	厚年DB	・3/29付通知年企発0329第2号では予算・決算等の取扱いについて理事長専決の容認は明確には示されませんでした。 ・信託協会から当局に「予算・決算等への理事長専決の容認」の検討を要請したところ「予算については提出期限の延長で対応可能と考える。決算に係る提出期限については大半の厚生年金基金が9月であり今のところ想定していない」との回答がありました。	不実施方針
加入者等向け周知	15	加入者向け・受給者向け周知	周知義務の簡素化・弾力化	厚年DB	・信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
財政基準	16	財政基準緩和	財政基準の緩和	厚年DB	・信託協会から当局宛意見書を提出し、対応を要請中です。 ・企業年金連合会等の関連団体も当局宛意見書を提出しています。 ・現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定